

## ◆ テーマ5 ◆

# 著作権に関して 気をつけたいこと

イラスト、写真、動画、音楽を利用する際、  
誰が作ったものか（自分か、自分以外の人か）

私的利用にあたるかあたらないか

利用許諾はアリかナシか条件付か

などを常に意識していますか？

閲覧は自由でも再利用には要注意 ⚠

権利について正しく知ろう!!

ネットで公開されていても、再利用していいとは限らない。同じ再利用でも、許諾されたサービスかどうかで扱い方が違う。本当に権利って難しいので、知らずにやっていることがあるかも 😞  
だから、身近な使い方を見直してみよう！



# 10 他者の権利を侵害する投稿・二次利用・ダウンロード

## マンガを撮影し動画サイトにアップロード



Kくんは、愛読している人気の連載マンガを撮影して**動画サイト**に投稿。それをSNSでつぶやくと、多くの人が視聴し、感謝のコメントももらいました。

## 著作権法違反で自宅に警察が...



動画サイトの運営側から警告をうけましたが、好評なのでそのまま投稿を続けていたところ、Kくんは**著作権法違反容疑で逮捕**されました。

### 考えてみよう！



▶学べる！  
プチ動画⑩



併せて見たい動画  
フィルタリングサービス  
「NEWヒーロー？」編



**テレビ番組、映画、ライブ映像、音楽、書籍、キャラクターetc...世の中は誰かの著作物であふれています。それらを許可なく公開やアップロードをしたら、どんなことになるでしょう？**

### A. 著作権者の権利を侵害

作者、脚本家、制作会社、演者、演奏者、歌手、作曲家、作詞家ほか、著作物には多くの権利者がいます。自ら購入したもので、それを複製して許可なく公開・転載すれば権利侵害となります。

### B. スクリーンショットや画面録画は？

動画やライブ配信を楽しみながらスマホの画面を撮影・録画する人もいますが、利用条件で撮影・録画が禁じられている場合もあり、それらをSNSに公開したり、交換・販売したりすれば著作権侵害となります。

### C. 注意を受けたら素直に従う

たとえ一部の人から感謝されたとしても「違法かも？」と思ったらしないこと。気づかずにやってしまったことでも、注意を受けたら「何で自分だけ？」等と考えずに自分の行動を省みましょう。

### 解説

## 著作権者は法律で守られていることをもっと意識して

動画や写真を投稿するサイトは年齢を問わず人気ですが、**子供たちがさまざまな著作物を無許可でアップロードしてしまい、著作権侵害となるケースが生じています。**公開だけでなく、違法だと知りながら動画等の著作物をダウンロードした場合も(個人で楽しむ範囲でも)、違法として2年以下の懲役又は200万円以下の罰金(またはその両方)を科せられることがあります。これは営利目的でなくても適用されます。また、**自分のSNSでプロフィール欄に有名人の写真を利用する、友人の写真や動画を許可なく掲載するといったことも肖像権等の侵害にあたりうるので注意**しましょう。

無料で使える曲や画像でも、利用の条件をしっかりと読み、ルールに従った使い方をしなければなりません。

### ワンポイント アドバイス

「私的利用」であれば許可なく著作物を複製することは出来ますが、**無許可で不特定または多数の目に触れるネットに公開するのは違法と理解**しましょう。

# 著作権法改正で見直したい身近な使い方

著作物は、著作者(＝作者＋制作にたずさわった人や会社)によって作られたもの。作った人たちの権利を守り、著作物を勝手に使わないようにする法律が著作権法です。権利を守ることで、作品を作りやすい環境が生まれ、より多くの作品が楽しめるようになるのです。

技術や社会の変化を受け、著作物の利用をスムーズにするために改正\*された新たな著作権法がすでに施行されています。スマホやネットを使うなら知っておきたい『改正著作権法』。「好きだから使いたい！」ではなく、「好きだから守りたい！」という意識を持ちたいものです。 ※ 令和2年6月公布、同年10月および令和3年1月に施行

## ダウンロードに注意！『著作権法』を正しく知っておこう

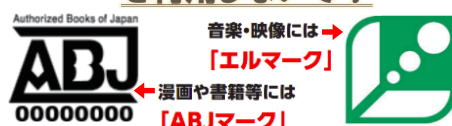
### 1. 全ての海賊版のダウンロードが違法に



- 音楽や映像に加え、雑誌や書籍ほか著作物全般に適用
- 公開はもちろん、違法にアップロードされたものだと知りつつダウンロードするのも違法

たとえ私的利用であっても、無許可の配信サイト等からダウンロードすれば民事・刑事罰の対象になります。安易な利用は、犯罪者の広告収入を助けることに。ダウンロードするなら安全な正規版を！

違法な配信サイト(海賊版)を利用しないで！



マンガだけでも、膨大な被害額がでている海賊版。これでは、面白い作品が作れなくなります。正規のルートで楽しみましょう。

### 2. イラストや写真等の画像でも注意が必要

- 無断掲載・アップロードされた画像は、私的利用であってもダメ
- 壁紙用やアイコン用でも、勝手にロゴを消す等の改ざんをしない

フリー素材のように、二次利用や私的利用が許可されているものもあります。利用の条件を確認し、ルールに従って使いましょう。



©青山剛昌／小学館 ©鈴木央／講談社 ©尾田栄一郎／集英社 ©朝霧カフカ・春河35／KADOKAWA

### 3. 普段何気なくやっていることは、大丈夫？ 具体例で著作権を考えよう

#### A プロフィール画像や待ち受け画像

スマホの待ち受けや壁紙などは「私的利用」。でも、ネットで共有されるビデオ会議の背景はアウト。プロフ画像は当然ネットで公開されるものなので、転用したいなら利用許可があるものを！



#### B 歌ってみた、踊ってみた

JASRAC\*1が管理する楽曲は利用が許諾されているサービス\*2の中では使えますが、カラオケ音源には別の権利があるので権利侵害になることも。レコード会社等から許可を得た音源を使用する場合や弾き語り動画などは、大丈夫です。



#### C ゲーム実況をしたいなら、そのゲームの権利を持つ会社のWebサイトで確認してから！

観戦して楽しんだり、ゲームの攻略法を研究したり、どんなゲームかを知るためののぞいたりさまざまな目的で多くの人に見られているゲーム実況。許諾した動画サービスでの配信ならOK、使い方の決まりを守ればOKなど、権利関係は複雑で難しく、ゲームにより異なります。また、特定の人に個別に許可しているケースも。誰かがやっているからOKと判断せず、必ず事前に確認を。



※1 日本音楽著作権協会の略称。演奏・放送・録音・ネット配信などにおける音楽の著作権を管理する団体。

※2 利用許諾契約を締結しているサービスは、こちらで確認できます(逐次更新されています)。→ <https://www.jasrac.or.jp/news/20/ugc.html>

